

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象者	補助要件	補助対象貨物及び経費	補助額
（1）コンテナ利用促進事業			
増加中口荷主	年間50TEU又は前年度の取扱貨物量のどちらか大きい値を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。（取扱貨物量が200TEUを超えたことのある者を除く） ただし、増加中口荷主向け補助制度が導入された令和 6 年度以降に補助金の交付を受けた荷主については、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物 （単位：TEU）	1 万円 / TEU ※補助限度額：1 荷主につき100万円
増加大口荷主	年間200TEU又は前年度の取扱貨物量のどちらか大きい値を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。 ただし、増加大口荷主向け補助制度が導入された平成31（令和元）年度以降に補助金の交付を受けた荷主については、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物 （単位：TEU）	1 万円 / TEU
リーファーコンテナ 輸出新規利用荷主	申請年度の過去 3 年間に高知新港でのリーファーコンテナ貨物の輸出実績がなく、申請年度にリーファーコンテナ貨物の輸出を行うこと。	左記要件に該当する新規貨物 （単位：本） ただし、同一年度で異なる輸出相手国 3 ヶ国までの貨物をそれぞれ新規貨物とみなす。	15万円 / 本 ※補助限度額：1 荷主につき100万円（増加分と合わせて）
リーファーコンテナ 輸出増加荷主	前年度の取扱貨物量を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。 ただし、リーファーコンテナ荷主向け補助制度が導入された平成30年度以降に当該補助金の交付を受けた荷主については、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物 （単位：本）	9 万円 / 本 ※補助限度額：1 荷主につき100万円（新規分と合わせて）
新規利用荷主	申請年度の過去 3 年間に高知新港でのコンテナ貨物の輸出入実績がなく、申請年度に11TEU以上の輸出入実績を達成した荷主の貨物	左記要件に該当する輸出入貨物（1TEUから補助対象貨物とする）（単位：TEU）	1 万 5 千円 / TEU ※補助限度額：1 荷主につき30万円
（2）小口混載コンテナサービス支援事業			
小口混載サービス 提供事業者	小口混載サービスで輸出される貨物（1 回の輸出につき 1 TEU当たりの重量が12トン又は体積が12立方メートル以上の場合を除く。）であること。	左記要件に該当する輸出貨物（1TEUから補助対象貨物とする）（単位：TEU） ※重量と体積のどちらの値を選択するかにより、補助金額が異なる場合、どちらか大きい値を適用する。	① 1 TEU当たり 8 トン又は 8 立方メートルの貨物：3 万円 ② 1 TEU当たり 8 トン又は 8 立方メートル以上で12トン又は12立方メートル未満の貨物：1 万円
（3）定期航路誘致事業			
船社等	コンテナ船、貨客船及び貨物船により 1 年以上継続する計画で新たに定期的な寄港を行うこと。（航路の改編により、新たな国等の港に寄港を拡大する場合を含む。）	新たに定期的な寄港を開始した日から 2 年を経過する日までの寄港回数	10万円 / 回
（4）輸出くん蒸施設利用事業			
くん蒸施設利用荷主	高知新港のくん蒸施設を利用し、くん蒸したものを高知新港から輸出すること。	高知新港から輸出するに当たり、くん蒸に要した経費（当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を除く。）	補助対象経費の 2 分の 1 以内 ※補助限度額：1 回につき 6 万 5 千円

※（1）コンテナ利用促進事業の各補助メニューについて、同一貨物に対しての重複申請は不可。